

※本情報は令和元年10月18日現在のものです。
最新の情報は、下記ホームページをご覧ください。

令和元年10月18日現在

○長野労働局 台風関連ページ https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/typhoon19_2019.10.html
○厚生労働省 台風関連ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html

台風第19号 の被害に伴う 雇用・労働 関係の情報

台風第19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

長野労働局では、一日も早い復旧のため、被災された皆様が安心して暮らせるよう全力で取り組みます。

なお、雇用・労働分野以外の情報については、それぞれの機関
へお問い合わせください。

※本件内容は、以下のホームページから作成しています。

○長野労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/home.html>

○厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



厚生労働省
長野労働局
長野市中御所1-22-1

目次

～（１）から（６）まで長野労働局ホームページ掲載内容～

（１）

特別相談窓口の開設

・・・ P 1

（２）

労働基準法や労働契約法に関する Q & A

・・・ P 2 ～ 1 7

（３）

派遣労働に関する労働相談 Q & A

・・・ P 1 8 ～ 2 7

（４）

雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金のお知らせ

・・・ P 2 8 ～ 2 9

（５）

雇用保険の特別措置に関する Q & A

・・・ P 3 0 ～ 4 0

（６）

労働保険料等の納付猶予を希望される事業主の皆様へ

・・・ P 4 1 ～ 4 4

（７）

復旧作業の留意点

・・・ P 4 5 ～ 5 1

お知らせ

～（８）から（３１）までは厚生労働省ＨＰのご案内～

雇用・労働分野以外の情報は、個々の機関へお問い合わせください。

- （８）令和元年台風第 19 号について（ＨＰ全体）・・・・・・・・・・ P 5 3 ～ 5 7
- （９）保険証がなくても医療機関等を受診できます・・・・・・・・・・ P 5 8 ～ 5 9
- （10）避難所生活で健康に過ごすために・・・・・・・・・・ P 6 0
- （11）災害時に注意する感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）についてまとめました・・・・・・・・・・ P 6 1 ～ 6 2
- （12）災害時における避難所での感染症対策（手洗い、咳エチケット、トイレの衛生管理）についてまとめました・・・・・・・・・・ P 6 3 ～ 6 4
- （13）被災した家屋での感染症対策（清掃時の注意事項、消毒方法）についてまとめました・・・・・・・・・・ P 6 5 ～ 6 7
- （14）避難所生活における食中毒予防のために・・・・・・・・・・ P 6 8
- （15）アレルギーポータル（外部リンク）・・・・・・・・・・ P 6 9 ～ 7 0
- （16）被災地における熱中症予防について・・・・・・・・・・ P 7 1 ～ 7 2
- （17）停電時における熱中症予防について・・・・・・・・・・ P 7 3 ～ 7 4
- （18）令和元年台風第 19 号の被害に関する特別相談窓口（雇用・労働関係）の開設について・・・・・・・・・・ P 7 5
- （19）台風第 19 号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について・・・・・・・・・・ P 7 6

- (20) 令和元年台風第 19 号による被害に伴う労働基準法・労働契約法に関する Q
& A . . . P 7 7
- (21) 令和元年台風第 19 号に伴う派遣労働に関する Q & A をまとめました
. . . P 7 8
- (22) 災害時における雇用保険の特例措置等について . . . P 7 9 ～ 8 0
- (23) 台風第 19 号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、
財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について
. . . P 8 1 ～ 8 2
- (24) 労災保険の請求にあたり、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合
には証明がなくても受け付けます . . . P 8 3
- (25) 健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。
また、義肢等補装具がき損した場合は、修理費用・購入費用を支給します。
. . . P 8 4 ～ 8 5
- (26) 労災給付の預金通帳・証書・届出印・送金通知書等を紛失等した場合
. . . P 8 6
- (27) 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント
. . . P 8 7 ～ 9 0
- (28) S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン . . . P 9 1 ～ 9 2
- (29) 国民年金保険料の免除について . . . P 9 3
- (30) 年金担保貸付事業における返済条件の緩和等について . . . P 9 4
- (31) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件
の緩和等について . . . P 9 5

台風 19 号関係特別相談窓口の開設

令和元年 10 月 15 日
令和元年 10 月 21 日(更新)
長野労働局

台風 19 号豪雨災害に係る相談窓口について、下記のとおり労働基準監督署及び公共職業安定所に開設しました。

記

1 開設期間・対応時間

令和元年 10 月 15 日(火)から当面の間 8:30~17:15

2 相談窓口

(1) 労働基準監督署

◎対応相談内容（事業主の方へ） ○ 労働者の労務管理に関する相談
○ 復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談 等
（労働者の方へ） ○ 給料の未払等労働条件に関する相談
○ 労災補償給付等に関する相談 等

労働基準監督署	住所		電話番号
長野労働基準監督署	380-8573	長野市中御所 1-22-1	026-223-6310
松本労働基準監督署	390-0852	松本市大字島立 1696	0263-48-5693
岡谷労働基準監督署	394-0004	岡谷市神明町 3-14-8	0266-22-3454
上田労働基準監督署	386-0025	上田市天神 2-4-70	0268-22-0338
飯田労働基準監督署	395-0051	飯田市高羽町 6-1-5	0265-22-2635
中野労働基準監督署	383-0022	中野市中央 1-2-21	0269-22-2105
小諸労働基準監督署	384-0017	小諸市三和 1-6-22	0267-22-1760
伊那労働基準監督署	396-0015	伊那市中央 5033-2	0265-72-6181
大町労働基準監督署	398-0002	大町市大町 2943-5	0261-22-2001

(2) 公共職業安定所

◎対応相談内容

- 職業に関する相談
- 事業所の助成金(休業)に関する相談
- 雇用保険に関する相談 等

公共職業安定所	住所		電話番号
長野公共職業安定所	380-0935	長野市中御所 3-2-3	026-228-1300
松本公共職業安定所	390-0828	松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111
上田公共職業安定所	386-8609	上田市天神 2-4-70	0268-23-8609
飯田公共職業安定所	395-8609	飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609
伊那公共職業安定所	396-8609	伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609
篠ノ井公共職業安定所	388-8007	長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609
飯山公共職業安定所	389-2253	飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
木曽福島公共職業安定所	397-8609	木曽郡木曽町福島 5056-1	0264-22-2233
佐久公共職業安定所	385-8609	佐久市原 565-1	0267-62-8609
小諸出張所	384-8609	小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609
大町公共職業安定所	398-0002	大町市大町 2715-4	0261-22-0340
須坂公共職業安定所	382-0099	須坂市墨坂 2-2-17	026-248-8609
諏訪公共職業安定所	392-0021	諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609
岡谷出張所	394-0027	岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609

(3) 新卒応援ハローワーク

◎対応相談内容 ○被災した学生・生徒等に対する職業に関する相談
(遠方の方は、(2)の公共職業安定所で相談を受付します。)

新卒応援ハローワーク (対応時間)	住所		電話番号
長野新卒応援ハローワーク (平日 9:00～17:30)	380-0835	長野市南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4 階	026-228-0989
松本新卒応援ハローワーク (平日 8:30～17:15)	390-0815	松本市深志 1-4-25 松本フコク生命駅前ビル 1 階	0263-31-8600

令和元年台風第 19 号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関する Q & A

厚生労働省

(令和元年 10 月 16 日版)

令和元年台風 19 号により被害を受けられた事業場においては、事業活動への影響が生じており、被災地以外に所在する事業場においても、鉄道や道路等の途絶から原材料、製品等の流通に支障が生じることも懸念されている状況にあります。

このため、賃金等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについて Q & A を取りまとめることとしました。

今後、必要に応じ更新していきます。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

目次

1 台風の影響に伴う休業に関する取扱いについて

Q1-1	今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
Q1-2	従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の豪雨に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。
Q1-3	今回の台風のために、休業しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。
Q1-4	今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるのでしょうか。
Q1-5	今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはのでしょうか。

2 派遣労働者の雇用管理について

Q2-1	派遣先の事業場が台風の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。
Q2-2	派遣先の被災等により、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解除されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時に解雇することは許されるのでしょうか。

3 労働基準法第24条（賃金の支払）について

Q3-1	今回の台風で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が減免されることはあるのでしょうか。
Q3-2	会社が台風により損壊し、事業活動ができません。社長とも連絡が取れません。これまで働いた分の賃金を支払ってもらうことはできるのでしょうか。また、失業給付は受けることができるのでしょうか。
Q3-3	被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を各労働者から聞いて取りまとめ、賃金から控除することは問題ないのでしょうか。

4 労働基準法第25条（非常時払）について

Q4-1	労働基準法第25条の「災害」には、今回の台風による災害も含まれるでしょうか。
Q4-2	労働者又はその家族が被災し、又は居住地区が避難地域に指定される等により、住居の変更を余儀なくされる場合の費用は、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当するでしょうか。

5 労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間制）について

Q5-1	今回の台風により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、労使協定を労使で合意解約し、締結し直すことは可能でしょうか。また、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において休日の振替はどのような場合に認められるのでしょうか。
------	--

6 労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について

Q6-1	今回の台風により、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、被災地域外の他の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。
Q6-2	「ライフラインの復旧」とは、電気、ガス、水道等の復旧工事のほかにどのようなものが該当するでしょうか。
Q6-3	被災地域外の事業場に所属する労働者が被災地域内において出張作業により業務に従事する場合における労働基準法第33条第1項に基づく許可の申請先は、被災地域の内外いずれの事業場を管轄する労働基準監督署長でしょうか。

7 労働基準法第36条（時間外・休日労働協定）について

Q7-1	台風直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、どのように対応すればよいでしょうか。
------	---

8 労働基準法第39条（年次有給休暇）について

Q8-1	今回の台風による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するよう命じられました。どうすればよいのでしょうか。
Q8-2	今回の台風に伴う災害復旧の業務等のため、労働者から請求のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難な場合にはどのようにすればよいのでしょうか。

9	その他
---	-----

Q9-1	飲食店を経営していますが、台風により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題がありますか。
Q9-2	今回の台風の被害により労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。
Q9-3	労働者の熱中症対策としてどのような対策等を行えばよいでしょうか。

1 台風の影響に伴う休業に関する取扱いについて

Q1-1	今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
A1-1	今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。 支援策としては、災害時における雇用保険制度の特別措置 （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00001.html） や雇用調整助成金 （https://www.mhlw.go.jp/content/000534926.pdf） があります。詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。 ※ 雇用保険の特別措置の内容 災害救助法の適用地域内に所在地を置く事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できます。（※） ※受給要件（雇用保険の被保険者期間が6か月以上など）を満たす方が対象となります。また、この特別措置を受けた方については、再度離職した際の雇用保険の基本手当の給付日数等に影響する場合があります。
Q1-2	従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の台風に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。
A1-2	労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責めに帰すべき休業や天災地変等の不可抗力による休業中に従来支払われてきた賃金、手当等を、今般の台風に伴う休業について支払わないとすることは、労働条件の不利益変更に該当します。 このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する（支払わないこととする）ことはできません。 なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う

	必要があります。これについて Q1-4・A1-4 及び Q1-5・A1-5 において、最低労働条件として労働基準法第 26 条に基づく休業手当に係る取扱いを示していますが、これは上記で述べている労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づく賃金、手当等の取扱いを示したものではありませんので、ご注意ください。
--	--

Q1-3	今回の台風のために、休業しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第 26 条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。
A1-3	雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を対象に休業等を実施したうえ、休業手当等の支払いを行うことにより、雇用の維持を図る事業主に対し、休業手当等の一部を助成するものです。 事故または災害により施設等が被害を受けたことは「経済上の理由」とはならず、雇用調整助成金の支給対象とはなりません。自然災害の長期化や復旧までに長時間を要する場合等には、交通手段の途絶等により原材料の入手、製品の出荷が困難であることや、事業所等が損壊し修理業者の手配や修理部品の調達が困難となったこと等を理由とし、事業活動の縮小が行われた場合は、「経済上の理由」に該当し雇用調整助成金の対象となる可能性がありますので、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。 本助成金は、労働基準法第 26 条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かによって、その扱いが異なることはありません。

Q1-4	今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第 26 条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。
A1-4	労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされています。 ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの 2 つの要件を満たすものでなければならないと解さ

	れています。 今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。なお、Q1-2・A1-2 及び Q1-3・A1-3 もご覧ください。
--	---

Q1-5	今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。
A1-5	今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。なお、Q1-2・A1-2 及び Q1-3・A1-3 もご覧ください。

2 派遣労働者の雇用管理について

Q2-1	派遣先の事業場が台風の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。
A2-1	派遣中の労働者の休業手当について、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の利用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の利用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該

	当するかどうか判断されます。 なお、派遣先事業主が直接雇用する労働者に対する休業手当の支払の場合も含め、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるかどうかの考え方は、Q1-4・A1-4 及び Q1-5・A1-5 をご覧ください。 また、今回の台風に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣元事業主が、派遣労働者を休業させ、休業手当の支払いをする場合には、雇用調整助成金の対象となる場合がありますので、Q1-3・A1-3 をご覧いただくとともに、最寄りの労働局またはハローワークにご相談ください。 ※ 派遣元の使用人は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることとされています。 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」については、以下のURLをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/ha-ken-shoukai/hakenhourei.html)
--	---

Q2-2	派遣先の被災等により、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解除されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時に解雇することは許されるのでしょうか。
A2-2	まず、「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」とは別であることに留意する必要があります。派遣元と派遣労働者との間の労働契約は、契約期間の定めのない労働契約である場合（無期労働契約）と契約期間の定めのある労働契約である場合（有期労働契約）があります。 有期労働契約の解雇については、労働契約法第17条第1項において、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されていることを踏まえ、適切に対応されることが望まれます。 派遣元の使用人は、派遣先での業務ができなくなり、派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除された場合でも、そのことが直ちに労働契約法第17条第1項の「やむを得ない事由」に該当するものではないことに注意してください。 また、派遣元の使用人は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」

	に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることとされています。 ※ 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」については、以下のURLをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenhourei.html)
--	--

3 労働基準法第24条（賃金の支払）について

Q3-1	今回の台風で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が免除されることはあるでしょうか。
A3-1	労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。 ご質問については、労働基準法には、天災事変などの理由による賃金支払義務の免除に関する規定はありません。

Q3-2	会社が台風等により損壊し、事業活動ができません。これまで働いた分の賃金を支払ってもらえることはできるのでしょうか。また、失業給付は受けることができるのでしょうか。
A3-2	労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。既に働いた分の賃金は、当然に支払われなければならないとされています。可能であれば、会社の経営者などに連絡を取り、支払を求めることをお勧めします。 なお、事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金の支払の見込みがないなど、一定の要件を満たす場合には、国が事業主に代わって未払賃金を立替払する「未払賃金立替払制度」を利用することができます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。 また、失業給付が受けられる場合がありますので、失業給付の具体的な手続方法等については、お近くのハローワークにご相談ください。

Q3-3	被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を各労働者から聞いて取りまとめ、賃金から控除することは問題ないでしょうか。
A3-3	賃金からの控除については、労働基準法第24条においては、賃金の全

	額を直接労働者に支払うことが原則とされていますが、その例外として、 ① 法令に別段の定めがある場合 ② 事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定がある場合 に限り、賃金から一部の金額を控除することが認められています。 上記②の労使協定により控除できるのは、社宅や寮の費用など、労働者が当然に支払うべきことが明らかなものとされています。労働者が自主的に募金に応じる場合は、一般的にはその労働者が当然に支払うべきことが明らかなものと考えられるため、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定を締結し、その労働者の賃金から募金額を控除することは可能です。 なお、②の労使協定があったとしても、募金に応じる意思がない労働者の賃金から義援金として一律に控除することは認められず、労働基準法違反となりますので注意が必要です。
--	---

4 労働基準法第25条（非常時払）について

Q4-1	労働基準法第25条の「災害」には、今回の台風による災害も含まれるでしょうか。
A4-1	労働基準法第25条では、労働者が、出産、疾病、災害等の非常の場合の費用に充てるために請求する場合は、賃金支払期日前であっても、使用者は、既に行われた労働に対する賃金を支払わなければならないと定められています。 ここでいう「疾病」、「災害」には、業務上の疾病や負傷のみならず、業務外のいわゆる私傷病に加えて、洪水等の自然災害の場合も含まれると解されています。 このため、労働基準法第25条の「災害」には今回の台風による災害も含まれると考えられます。
Q4-2	労働者又はその家族が被災し、又は居住地区が避難地域に指定される等により、住居の変更を余儀なくされる場合の費用は、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当するでしょうか。
A4-2	ご質問にあるような費用は、災害によるものとして、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当すると考えられます。

5 労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間制）について

Q5-1	今回の台風による水害等により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、労使協定を労使で合意解約し、締結し直すことは可能でしょうか。また、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において休日の振替はどのような場合に認められるのでしょうか。
A5-1	労働基準法第32条の4においては、労使協定において、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、特定の週及び日に1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるとされています。 今回の台風による水害等により、事業場又は関連事業場が被害を受け、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場合が想定されます。1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるため、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。しかしながら、今回の台風による被害は相当程度に及んでおり、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をする、あるいは協定中の破棄条項に従って解約し、改めて協定し直すことも可能と考えられます。 ただし、この場合であっても、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意が必要です。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合において、労働日を特定した時点では予期しなかった事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならないことも考えられます。そのような場合の休日の振替は、以下のとおりとしていただく必要があります。 ○ 就業規則に、休日を振り替えることができる旨の規定を設け、休日の振替の前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えるものであること。 ○ 対象期間のうち、特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間として労使協定で定める期間をいう。）以外の期間においては、連続労働日数が6日以内となること。 ○ 特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる範囲内であること。

6 労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について

Q6-1	今回の台風により、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、被災地域外の他の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。
A6-1	労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる36協定）を締結し、労働基準監督署に届けていただく必要があります。 災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。 なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。 ご質問については、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の台風による被害が相当程度のものであり、一般に早期のライフラインや安全な道路交通の復旧は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、人命又は公益の確保のために他の事業場からの協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合を含め、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。また、事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧についても、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。 ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要

	があります。 (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf) なお、災害発生から相当程度の期間が経過し、臨時の必要がない場合に時間外・休日労働をさせるときは、36協定を締結し、届出をしていただくこととなりますが、災害発生から一定期間（1か月等）が経過した後であっても、その事由のため臨時の必要があると認められる場合には、許可の対象となり得るものであり、また、臨時の必要があると認められる期間が複数月にわたる場合には、許可の対象となり得る期間は当該複数月となります。
--	---

Q6-2	「ライフラインの復旧」とは、電気、ガス、水道等の復旧工事のほかにどのようなものが該当するでしょうか。
A6-2	例えば、ライフラインの復旧工事現場での作業に限定されるものではなく、地質調査、測量及び建設コンサルタントの業務など、復旧の作業に伴う一連の業務についても該当します。また、電話回線やインターネット回線等の通信手段の早期復旧のための対応も該当します。

Q6-3	被災地域外の事業場に所属する労働者が被災地域内において出張作業により業務に従事する場合における労働基準法第33条第1項に基づく許可の申請先は、被災地域の内外いずれの事業場を管轄する労働基準監督署長でしょうか。
A6-3	被災地域外の事業場に所属する労働者が被災地域内において出張作業により業務に従事する場合には、当該被災地域外の所属事業場を管轄する労働基準監督署長、当該労働者が転勤等により被災地域内の事業場に所属を移す場合には、当該被災地域内の事業場を管轄する労働基準監督署長です。 また、出張作業により業務に従事する労働者について、被災地域外の所属事業場を管轄する労働基準監督署長の許可を受ける暇がない場合には、被災地域内での業務に従事後、当該労働基準監督署長に届出を行うこととして差し支えありません。

7 労働基準法第36条（時間外・休日労働協定）について

Q7-1	台風直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、どのように対応すればよいでしょうか。
A7-1	労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とさ

	れていますが、労使協定（３６協定）を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で１日８時間、１週４０時間の法定労働時間を超えて、労働させることも可能です。 ３６協定を締結し、届け出ている場合であっても、３６協定で定める範囲を超える時間外労働をさせることはできないので、３６協定で定める範囲外の時間外労働を可能とするには新たに３６協定を締結し直し、届け出ることが必要です。ただし、３６協定で延長できる労働時間については、労働基準法が定める上限を超えることができないこととされるとともに、３６協定の内容は、「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」に適合したものとするようにしなければなりません。（※１） なお、中小企業は上限規制の適用が１年間猶予されていますが、３６協定で延長できる労働時間の限度及び３６協定の内容を「限度基準告示」に適合したものとするようにしなければなりません。（※２） （※１）時間外労働の上限規制について https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf （※２）限度基準告示について http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040324-4.html また、時間外・休日労働はあくまで必要の限度において認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月４５時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に８０時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf
--	---

８ 労働基準法第３９条（年次有給休暇）について

Q8-1	今回の台風による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するように命じられました。どうすればよいのでしょうか。
A8-1	労働基準法第３９条第１項では、使用者は一定期間継続して勤務した労働者に対して、年次有給休暇を与えなければならないと定められています。 この年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められており（同条第５項本文）、使用者に命じられて取得するものではありません。

	なお、労働基準法においては、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時季に年次有給休暇を与えることができる（同項ただし書）こととされ、また、年次有給休暇のうち5日を超える分については、労使協定により計画的に与えることができる（同条第6項）とされています。ただし、これらは年次有給休暇について使用者が一方的に労働者にその取得を命じることができることを定めたものではありません。
--	---

Q8-2	今回の台風に伴う災害復旧の業務等のため、労働者から請求のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難な場合にはどのようにすればよいでしょうか。
A8-2	年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められています（労働基準法第39条第5項本文）。 ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時期に年次有給休暇を与えることができると定められています（同項ただし書）。 したがって、今回の台風に伴う災害復旧の業務等への対応を行うに当たって、労働者が請求する時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる状況にある場合には、他の時期に与えることができます。 事業の正常な運営を妨げる状況であるか否かについては、労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきであると考えられ、台風後の事業を取り巻く状況も踏まえて個別に判断されます。

9 その他

Q9-1	飲食店を経営していますが、台風により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。
A9-1	労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更にあたります。 このため、労働者との合意など、賃金について定めている労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更ルールによらずに、賃金の引下げなどを行うことはできません。 すなわち、賃金引下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意があればできますが、就業規則の変更により賃金の引下げを行う場合

	には、労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更後の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等に照らして合理的であること、また、変更後の就業規則を労働者に周知させることが必要です（労働契約法第8条、第9条、第10条）。また、労働基準法では、就業規則の変更の際には、労働者の代表等の意見を聴くこととともに、労働基準監督署への届出が義務付けられています（労働基準法第89条、第90条）。 （参考）労働契約法について （http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/keiyaku.html） なお、個別の事案につきましては、都道府県労働局及び各労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご利用ください。 （http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html）
--	--

Q9-2	今回の台風の被害により労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。
A9-2	労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤できなかった場合の賃金の支払について定めがある場合は、それに従う必要があります。 また、例えば、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。 このような定めがない場合でも、労働者の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合っていただき、労働者の不利益をできる限り回避するように努力することが大切です。

Q9-3	労働者の熱中症対策として事業者はどのようなことを行えばよいでしょうか。
A9-3	作業中の熱中症を予防するため、暑さや作業に応じた十分な休憩の確保、作業者の体調のきめ細かな確認、水分と塩分の摂取などを徹底してください。 また、熱中症の症状が現れた場合には、涼しい場所で体を冷やし、水分と塩分を摂取させます。症状が軽くない場合には速やかに医師の診察を受けさせてください。 （参考）STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

令和元年台風第 19 号による被害により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生ずることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣労働者、派遣会社及び派遣先からの派遣労働に関する労働相談について Q & A を取りまとめることとしました。

令和元年台風第19号に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A

1 派遣労働者からの相談

問 1-1 派遣会社から他の派遣先を探しているので休業であると言われた。

- ・ 派遣先の事務所が台風の直接の影響を受け、休業となり、今は派遣先を探してもらっている。
- ・ 派遣先は被災地でないが、被災地から部品が届かず、工場が休みで、派遣先を探している。

問 1-2 台風の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。

- ・ 派遣先の事務所が台風の影響を受け、休業となり、賃金は支払えないと言われた。

問 1-3 派遣会社から「年休取得」を命じられたが、どうすればいいか。

- ・ 派遣会社に年休取得せよと言われたが、取りたくない。

問 1-4 台風により廃業・倒産した派遣会社から支払ってもらっていない賃金があるが、どうすればいいか。

- ・ 派遣労働者であるが、未払賃金立替払制度の概要を教えて欲しい。

2 派遣会社からの相談

問 2-1 派遣労働者を休業させたいが、休業手当を支払う余裕がない。

- ・ 台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に休業手当を支払うべきか。

問 2-2 派遣労働者を休業させたいが、休業手当ではなく、見舞金など一時金の支払をもってこれに代えたい。

- ・ 台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に見舞金を支払うべきか。

問 2-3 派遣労働者に年休を取得させたい。

- ・ 台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に年次有給休暇を消化させてよいか。

問 2-4 派遣労働者の雇用維持のため、雇用調整助成金を活用したいが、その制度の概要を教えて欲しい。

- ・ 被災地にある派遣会社がやむを得ず派遣労働者を休業させる場合、雇調金を使えるか。
- ・ 被災地にある派遣先の事業縮小に伴う休業の場合、雇調金を使えるか。

問 2-5 労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、金銭補償や就業機会の確保などを求められるか。

- ・ 台風により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、求償したい。
- ・ 台風により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、取引先など別の派遣先のあっせんを求めたい。

問 2-6 労働者派遣契約の一時的な履行停止を申し込まれた場合、派遣料金や金銭補償を求められるか。

- ・ 台風のため、派遣先から、労働者派遣契約は解除せず、一時的な履行停止の申込みがあった。

問 2-7 台風のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。

3 派遣先からの相談

問 3-1 派遣会社に、労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、金銭補償や別の派遣先のあっせんが必要か。

労働者派遣契約に中途解除の場合の損害賠償等の規定があるが、台風の影響によるものなので無効

とならないか。

- ・ 派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定があれば、天災でも賠償が必要か。

問 3-2 労働者派遣契約は中途解除しないが、派遣会社に一時的な履行停止を申し込みたい。

- ・ 台風で操業できないので、契約の一部不履行となるが、金銭的な補償をする必要があるか。
- ・ 一時的な操業停止の間、派遣会社が派遣料金を全額請求したいと言ってきたが、払えない。

問 3-3 台風のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。

1 派遣労働者からの相談

問 1-1	派遣会社から他の派遣先を探しているので休業であると言われた。
	派遣先の事務所が台風の直接の影響を受け、休業となり、今は派遣先を探してもらっている。
	派遣先は被災地でないが、被災地から部品が届かず、工場が休みで、派遣先を探している。
答 1-1	① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の（3）に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保を図り、それができない場合はまずは休業等を行い雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当を支払うこととなっています。 ② 使用者において新たな就業機会を確保できず、使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣会社についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣会社について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の扱いについて詳しく知りたい場合は、「令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。 ③ 労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において会社が独自に休業手当を支払うと定めている場合がありますので、派遣会社の担当者に確認して下さい。 ④ また、令和元年台風第19号の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金を活用できることがあります。派遣会社にこの点を伝えてみてはいかがでしょうか。 ⑤ 令和元年台風第19号により、被災地内にある派遣先が直接的な被害を受けたことに伴い、派遣先が事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）については、失業給付を受給できる特別措置の対象となります。雇用保険の特別措置について、詳しくは、「災害時における雇用保険の特例措置等について」をご覧ください。

問 1-2	台風の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。
答 1-2	派遣先の事務所が台風の影響を受け、休業となり、賃金は支払えないと言われた。 ① 使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第 26 条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣会社についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣会社について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の扱いについて詳しく知りたい場合は、「令和元年台風第 19 号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関する Q & A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。 ② 労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において会社が独自に休業手当を支払うと定めている場合がありますので、派遣会社の担当者に確認して下さい。 ③ 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第 2 の 2 の（3）に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保を図り、それができない場合はまずは休業等を行い雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当を支払うこととなっています。また、派遣先においても、労働者派遣法第 29 条の 2 により、派遣先の都合により契約を打ち切る場合には、新たな就業の機会の確保や休業手当等の支払に要する費用の負担等を講じなければならないこととされています。さらに、労働者派遣法第 26 条等により、労働者派遣契約中に、契約の中途解除の際の新たな就業の機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担などに関する定めをすることになっていますので、派遣会社にご確認ください。詳しくお知りになりたい場合は、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。 ④ 令和元年台風第 19 号により、被災地内にある派遣先が直接的な被害を受けたことに伴い、派遣先が事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）については、失業給付を受給できる特別措置の対象となります。雇用保険の特別措置について、詳しくは、「災害時における雇用保険の特例措置等について」をご覧ください。 ⑤ また、令和元年台風第 19 号の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金を活用できることがあります。派遣会社にこの点を伝えてみてはいかがでしょうか。

問 1-3	派遣会社から「年休取得」を命じられたが、どうすればいいか。
	派遣会社に年休取得せよと言われたが、取りたくない。
答 1-3	① 年次有給休暇は、原則として、労働者の申し出により、労働者の希望する時季に取得するものであり、使用者（派遣会社）に命じられて取得するものではありません（労働基準法第 39 条第 5 項）。 ② 労働基準法上の年次有給休暇の扱いについては、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

問 1-4	台風により廃業・倒産した派遣会社から支払ってもらっていない賃金があるが、どうすればいいか。
	派遣労働者であるが、未払賃金立替払制度の概要を教えて欲しい。
答 1-4	会社が廃業・倒産した場合の救済策として、賃金未払のまま退職した労働者に対して未払賃金の一部を国が立替払する制度があります。詳しく知りたい場合は、お近くの 都道府県労働局又は労働基準監督署 にお問い合わせ下さい。

2 派遣会社からの相談

問 2-1	派遣労働者を休業させたいが、休業手当を支払う余裕がない。
	台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に休業手当を支払うべきか。
答 2-1	① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保を図り、それができない場合はまずは休業等を行い雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当を支払うこととなっています。また、派遣先においても、労働者派遣法第29条の2により、派遣先の都合により契約を打ち切る場合には、新たな就業の機会の確保や休業手当等の支払に要する費用の負担等を講じなければならないこととされています。 ② 使用者の責に帰すべき事由により休業させる場合、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣会社についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないと必ずしもいえず、派遣会社について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において会社が独自に休業手当を支払うと定めている場合はその支払が必要です。休業手当について詳しく知りたい場合は、「令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。 ③ また、労働者派遣法第26条等により、労働者派遣契約中に、契約の中途解除の際の新たな就業の機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担などに関する定めをすることになっていますので、まずは、労働者派遣契約の内容を確認して下さい。 ④ なお、令和元年台風第19号の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金を活用できることがあります。助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくはお近くの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

問 2-2	派遣労働者を休業させたいが、休業手当ではなく、見舞金など一時金の支払をもってこれに代えたい。
	台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に見舞金を支払うべきか。
答 2-2	① 派遣会社においては、「 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 」第2の2の(3)

	に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保を図り、それができない場合はまずは休業等を行い雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当を支払うこととなっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。 ② 休業手当とは関係なく、就業規則や使用者のいわゆる「気持ち」によって見舞金等を支払ったとしても、労働基準法に基づく休業手当とは別です。使用者の責に帰すべき事由により休業させる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務がありますが、その休業手当は平均賃金の6割以上である必要があります（労働基準法第26条）。また、この労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合でも、就業規則等において会社が独自に休業手当を支払うと定められている場合は、休業手当を支払わなければなりません。 労働基準法上の休業手当の支払義務の有無については、「令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。 ③ なお、令和元年台風第19号の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金を活用できることがあります。見舞金などの一時支給では対象にならないなど、助成金を受給するには支給要件を満たす必要がありますので、詳しくはお近くの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
--	--

問2-3	派遣労働者に年休を取得させたい。 台風により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に年次有給休暇を消化させてよいのか。
答2-3	① 年次有給休暇は、原則として、労働者の申出により、派遣労働者が請求する時季に取得するものであり、使用者（派遣会社）に命じられて取得するものではありません（労働基準法第39条第5項）。 ② 年次有給休暇の労働基準法上の扱いについては、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。 ③ 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の（3）に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保などをしなければならないこととなっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。

問2-4	派遣労働者の雇用維持のため、雇用調整助成金を活用したいが、その制度の概要を教えてください。 被災地にある派遣会社がやむを得ず派遣労働者を休業させる場合、雇調金を使えるか。 被災地にある派遣先の事業縮小に伴う休業の場合、雇調金を使えるか。
------	---

答 2-4	① 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。 ② 令和元年台風第 19 号の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金を活用できることがあります。 ③ 助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくはお近くの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
-------	--

問 2-5	労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、金銭補償や就業機会の確保などを求められるか。
	台風により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、求償したい。
	台風により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、取引先など別の派遣先のあっせんを求めたい。
答 2-5	① 労働者派遣法第 26 条等により、労働者派遣契約中に、契約の中途解除の際の新たな就業の機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担などに関する定めをすることになっていますので、まずは、労働者派遣契約の内容を確認して下さい。 ② また、派遣先は労働者派遣法第 29 条の 2 や、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第 6（3）に基づき、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、新たな就業機会の確保を図ることとなっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。

問 2-6	労働者派遣契約の一時的な履行停止を申し込まれた場合、派遣料金や金銭補償を求められるか。
	台風のため、派遣先から、労働者派遣契約は解除せず、一時的な履行停止の申込みがあった。
答 2-6	労働者派遣契約を解除せず、一時的に履行を停止する場合には、操業再開までの目途や履行停止の間の派遣料金の取扱いについて、労働者派遣契約上の規定に基づき、派遣先とよく話し合ってください。

問 2-7	台風のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
答 2-7	労働者派遣契約に定められた本来の業務と別の業務に派遣労働者を従事させようとする場合には、労働者派遣契約の見直しが必要になります。まずは、派遣先とよく話し合ってください。詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。

3 派遣先からの相談

問3-1	派遣会社に、労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、金銭補償や別の派遣先のあっせんが必要か。 労働者派遣契約に中途解除の場合の損害賠償等の規定があるが、台風の影響によるものなので無効とならないか。
	派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定があれば、天災でも賠償が必要か。
答3-1	① 労働者派遣法第26条等により、労働者派遣契約中に、契約の中途解除の際の新たな就業の機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担などに関する定めをすることになっていますので、まずは、労働者派遣契約の内容を確認して下さい。 ② また、労働者派遣法第29条の2により、派遣先においては、派遣先の都合により契約を打ち切る場合には、新たな就業の機会の確保や休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じなければならないこととなっています。派遣先からの解除であれば原則として当てはまるものであり、台風に伴う経済上の理由により派遣契約を中途解除する場合には、法に基づく措置が必要です。 ③ なお、天災事変を理由とする場合であっても、派遣先は、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の6の(3)に基づき、関連会社での就業をあっせんする等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。

問3-2	労働者派遣契約は中途解除しないが、派遣会社に一時的な履行停止を申し込みたい。
	台風で操業できないので、契約の一部不履行となるが、金銭的な補償をする必要があるか。
	一時的な操業停止の間、派遣会社が派遣料金を全額請求したいと言ってきたが、払えない。
答3-2	労働者派遣契約を中途解除せず、一時的に履行を停止する場合には、操業再開までの目途や履行停止の間の派遣料金の取扱いについて、民事上の契約関係の話であるので、労働者派遣契約上の規定に基づき、派遣会社とよく話し合ってください。

問3-3	台風のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
答3-3	労働者派遣契約に定められた本来の業務と別の業務に派遣労働者を従事させようとする場合には、労働者派遣契約の見直しが必要になります。詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。

令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る被害により休業している事業主の皆様へ
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ 10%以上減少していること。
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークへご相談ください。



長野労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク長野	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	026-228-1300
ハローワーク松本	〒3900828 松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111
ハローワーク上田	〒386-8609 上田市天神 2-4-70	0268-23-8609
ハローワーク飯田	〒395-8609 飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609
ハローワーク伊那	〒396-8609 伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609
ハローワーク篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609
ハローワーク飯山	〒389-2253 飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
ハローワーク木曽福島	〒397-8609 木曽郡木曽町福島 5056-1	0264-22-2233
ハローワーク佐久	〒385-8609 佐久市原 565-1	0267-62-8609
ハローワーク佐久 小諸出張所	〒384-8609 小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609
ハローワーク大町	〒398-0002 大町市大町 2715-4	0261-22-0340
ハローワーク須坂	〒382-0099 須坂市墨坂 2-2-17	026-248-8609
ハローワーク諏訪	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609

令和元年台風第 19 号による災害に係る
被害に対する雇用保険の特別措置に関する Q & A

(令和元年 10 月 15 日版)

令和元年台風第 19 号による災害に係る被害に伴い、雇用保険の特別措置等を実施しているところです。

この Q & A には、当該特別措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの[都道府県労働局](#)
[又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【目 次】

雇用保険の特別措置などに関する取扱いについて

<個人向けQ & A 項目一覧>

Q 1	・ 雇用保険の基本手当を受給していましたが、令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
Q 2	・ 令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
Q 3	・ 雇用保険の特別措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
Q 4	・ 令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
Q 5	・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）がありますが、この措置内容について教えてください。
Q 6	・ 雇用保険の特別措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
Q 7	・ 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者離職票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。

Q 8	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。
Q 9	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はようになりますか。
Q10	休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。
Q11	雇用保険の基本手当で受給できる額が、例えば1ヶ月でどの程度もらえるのか、だいたい金額でもいいので教えてください。

<事業主向けQ & A項目一覧>

Q 1	・ 従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
Q 2	・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
Q 3	・ 災害救助法の適用地域以外は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の対象にはならないのでしょうか。
Q 4	・ 短期間でも、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用できますか。また、労働者に説明することはありますか。

<個人向けQ & A回答>

Q 1	雇用保険の基本手当を受給していましたが、令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
A 1	令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日の変更が可能です。 事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。

Q 2	令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
A 2	令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により住所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続きが可能ですので、来所可能なハローワークにお越しください。 ハローワークの一覧はこちら (http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html) です。

Q 3	雇用保険の特別措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。
A 3	電話による相談も行っております。

Q 4	令和元年台風第 19 号による災害に係る被害により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
A 4	令和元年台風第 19 号による災害に係る被害に伴うやむを得ない理由により予定していた活動ができなかった場合は、求職活動実績がなかったとしても、雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。 なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。

Q 5	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）がありますが、この措置内容について教えてください。
A 5	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）とは、災害救助法の適用地域（令和元年 10 月 13 日付け令和元年 10 月 13 日付け岩手県内 6 市 5 町 3 村、宮城県内 14 市 20 町 1 村、福島県内 12 市 26 町 12 村、茨城県内 20 市 3 町、栃木県内 10 市 4 町、群馬県内 11 市 11 町 4 村、埼玉県内 21 市 18 町 1 村、東京都内 6 区 15 市 3 町 1 村、神奈川県内 11 市 7 町 1 村、新潟県内 3 市、山梨県内 10 市 6 町 4 村、長野県内 16 市 14 町 14 村、静岡県内 1 市 1 町）の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです。（通常は再雇用が予定されていれば受給できません。） なお、本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。 このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特別措置制度を利用後から離職の日以前 2 年間に 12 ヶ月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前 1 年間に 6 ヶ月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が 5 年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。

Q 6	雇用保険の特別措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
A 6	「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に

	離職する場合の特別措置)の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。 また、マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号(通知カード、個人番号の記載のある住民票)及び身元(実在)確認書類(運転免許証、官公署が発行した身分証明書など))本人の印鑑、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3 cm、横2.5 cm)が必要です。 なお、確認書類がない場合でも、本人の申し出等で手続きができますので、まずは、ハローワークに相談ください。
--	--

Q 7	・ 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者離職票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。
A 7	事業主と連絡がつかず、手続きが進められない場合でも、本人の申し出等により、手続きを進めていただくことができますので、まずは、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局に相談してください。 なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類があれば、相談やその後の手続きを円滑に進めることができます。

Q 8	・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額、を教えてください。
A 8	雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前2年間に12ヶ月以上必要ですが、本特別措置制度については、一時的離職の前1年間に雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。 また、受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等(特定受給資格者等)と同じく手厚い給付日数となります。また、所定の給付日数が終了しても復帰できない場合は、原則60日間(給付日数が330日と270日の場合は30日)の給付延長があります。 受給できる期間 (https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html)、 受給できる額(リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります) (https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html)について、詳しくはHPをご覧ください。 その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

Q 9	・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどのようになりますか。
A 9	本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。 このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある)ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」(被保険者期間が5年間必要)、「育児休業給付」(被保険者期間が1年間必要)及び「介護休業給付」(被保険者期間が1年間必要)の受給にも影響が出る場合があります。

Q10	・ 休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。
A10	ボランティア活動を行う場合でも、就職の意思・能力があり就職活動の実績があれば、失業給付の基本手当の受給は可能です。（有償の場合、基本手当が減額される場合があります。） ボランティア活動のため失業認定日に来所できない場合は、失業認定日の変更も可能です。 詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

Q11	・ 雇用保険の基本手当で受給できる額が、例えば１ヶ月でどの程度もらえるのか、だいたいの金額でもいいので教えてください。
A11	正確な金額はハローワークにご提出いただく離職票に基づき計算しますが、給与の総支給額（保険料等が控除される前の額。以下同じ。賞与は除きます。）により、概ね以下のとおりです。 平均して月額 15 万円程度の場合 支給額は月額 11 万円程度 平均して月額 20 万円程度の場合 支給額は月額 13 万円程度 平均して月額 30 万円程度の場合 支給額は月額 16 万円程度 ※ 離職前の年齢、賃金により、給付率は 45%～80%になります。 ※ 給付額は上限があります。 ※ 雇用保険の基本手当は非課税です。 ※ 失業認定日の約 7 日後にハローワークに登録した銀行（郵貯）口座に振り込みます。 <u>受給できる期間</u> （ https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html）、 <u>受給できる額</u>（リンク先ページの中段に「支給額」の記載があります） （ https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html）について、詳しくはＨＰをご覧ください。 その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

<事業主向けQ & A回答>

災害救助法の雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）

Q 1	・ 従業員が「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
A 1	事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄のハローワークに提出していただくこととなりますが、これらの用紙はハローワークで配布しておりますので、まずはハローワークに御相談してください。 なお、一時的な離職の前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、本人の申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、ハローワークに相談してください。 また、当該書類は、ハローワークにて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができるほか、電子申請も可能です。 ※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。 https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp

Q 2	・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄するハローワーク」に行くことが必要なのでしょうか。
A 2	書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄するハローワークになりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、対象となる事業所を管轄するハローワーク以外のハローワークに提出できます。

Q 3	・ 災害救助法の適用地域以外は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置（一時的に離職する場合の特別措置）」の対象にはならないのでしょうか。
A 3	「災害救助法の雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）は、災害救助法の適用地域（令和元年 10 月 13 日付け岩手県内 6 市 5 町 3 村、宮城県内 14 市 20 町 1 村、福島県内 12 市 26 町 12 村、茨城県内 20 市 3 町、栃木県内 10 市 4 町、群馬県内 11 市 11 町 4 村、埼玉県内 21 市 18 町 1 村、東京都内 6 区 15 市 3 町 1 村、神奈川県内 11 市 7 町 1 村、新潟県内 3 市、山梨県内 10 市 6 町 4 村、長野県内 16 市 14 町 14 村、静岡県内 1 市 1 町）の事業所で勤務していた方が対象となります。 なお、労働者が雇用されている事業所は対象地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が対象地域内の場合は利用できます。

Q 4	・ 短期間でも、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）を利用できますか。また、労働者に説明することはありますか。
A 4	短期間であっても制度は利用できますが、本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、労働者の方に必ずお伝えください。 このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前 2 年間に 12 ヶ月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前 1 年間に 6 ヶ月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が 5 年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。

「令和元年台風第 19 号に係る被害に伴う労働保険料等の
納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

長野労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

令和元年台風第 19 号に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記 1 の事業主の方のうち、損失を受けた日以後 1 年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、長野労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、長野労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、[こちら](#)からダウンロードすることも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、長野労働局労働保険徴収室（026-223-0552）又は最寄りの労働基準監督署（電話番号は[こちら](#)をご覧ください。）までご相談ください。

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号

A

令和 年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官 長野労働局長 殿

申請者 住 所

事 業 所 名

電話:()-()-()

代表者職氏名 印

国税通則法第46条第1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	令和 年度	厚生労働省 所 管	労働保険 特別会計	労働保険 番 号	府 県	所掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
②	納付すべき労働保険料等の 年度・期別・金額及び納期限	令和 年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	令和 年 月 日
		令和 年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	令和 年 月 日
		令和 年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	令和 年 月 日
③	納付猶予を受けようとする 理 由								
④	猶予を受けようとする金額及 び希望する猶予期間	令和 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 令和 年 月 日
		令和 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 令和 年 月 日
		令和 年度	期	猶予を希望する額	全部・一部 (どちらかに○)	一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 令和 年 月 日
⑤	財産の種類ごとの損失の程 度及びその他の被害状況	別添「被災明細書」のとおり。							

注 1. この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。

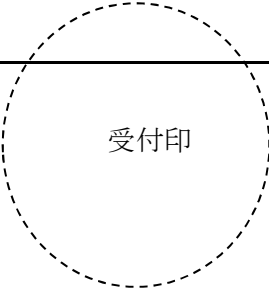
2. ④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを○で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。 3. ④の※の欄は記入しないでください。

名 称 _____

労働保険事務組合の _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ 印



被 災 明 細 書						整理番号 A	
						令和 年 月 日	
住 所							
事 業 場 名							
代表者職氏名						印	
被害前の事業財産 (注1)		被 害 財 産				損害割合(注3)	備 考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	$[\text{⑥} \div \text{②} \times 100\%]$	
合 計							

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。

2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

(収入様式第74号)

被災明細書

整理番号

A

平成 年 月 日

記載例

事業財産には、土地(敷地)は含めないでください。

修理見積価格を参考にしてください

住 所

事業場名

代表者職氏名



被害前の事業財産 (注1)		被害財産				損害割合(注3)	備 考
① 事業財産の種類	② 価格(万円) (注2)	③ 被害の程度	④ 損害額(万円)	⑤ 左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥ 差引実損害額(万円)	[⑥／②×100%]	
建物 事務所(木造)	1,500	浸水による修繕	300	0	300	23	床材・壁・建具
工場(RC)	3,000	なし	0	0	0		
機械装置	1,000	浸水による故障	500	100	400		
材料(購入済み保管)	300	浸水により廃棄処分	300	0	300		
製品(納入前完成品)	300	浸水により廃棄処分	300	0	300		
社用車	100	浸水による故障	50	0	50		
事務機器	100	浸水による故障	80	0	80		
					0		
					0		
合 計	6,300		1,530	100	1,430		

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。

2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

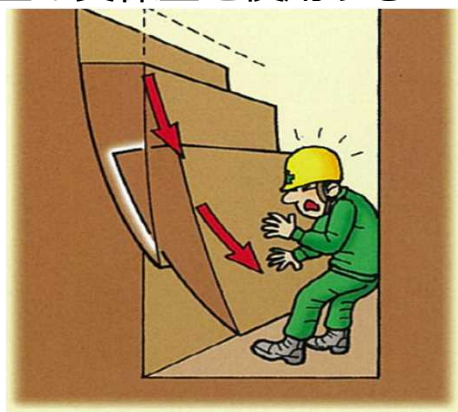


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

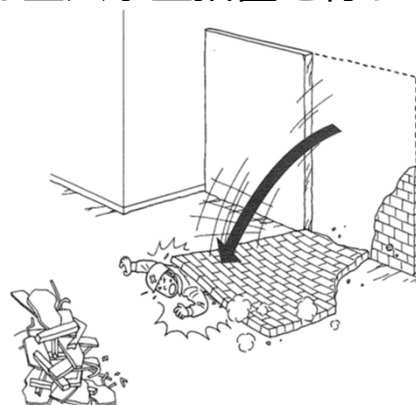
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- **がれき**を運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
- ※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
- ※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸気弁やフィルターが
付いていない



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

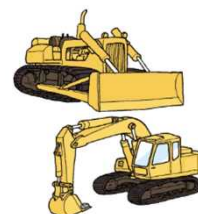


(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

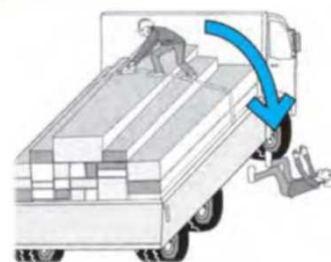
4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってははいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩れてきたがれきの下敷きになった。
- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ 事業者の皆様へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などの**がれき**の処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにはばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

以下の資料は参考です。

雇用・労働以外の分野の情報も含まれておりますので、それらの情報については、それぞれの機関へお問い合わせください。

他分野の取り組み

令和元年台風第19号について

[被災者の皆様へ](#)[行政担当者の方へ](#)[その他（関係リンク先等）](#)

令和元年台風第19号に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新していきます。

被災者の皆様へ

[健康・医療についてはこちらをご覧ください。](#)[介護・福祉についてはこちらをご覧ください。](#)[雇用・労働についてはこちらをご覧ください。](#)[年金についてはこちらをご覧ください。](#)

健康・医療

○医療機関等の受診について

被災により保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号等）
4. 加入している医療保険者が分かる情報（※）

※被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

[保険証がなくても医療機関等を受診できます](#)

○避難所生活について

避難生活において健康を維持するための留意点（1.水分・塩分補給、2.手を清潔に、3.食中毒に注意等）についてお知らせします。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[避難所生活で健康に過ごすために](#)

[災害時に注意する感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）についてまとめました。](#)

[災害時における避難所での感染症対策（手洗い、咳エチケット、トイレの衛生管理）についてまとめました。](#)

[被災した家屋での感染症対策（清掃時の注意事項、消毒方法）についてまとめました。](#)

災害時は、十分な衛生管理を行うことが難しく、食中毒が発生しやすい状況となります。災害時の食中毒を予防するための留意点についてお知らせします。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[避難所生活における食中毒予防のために](#)

避難生活においてはアレルギー疾患の発症リスクが高まります。アレルギーポータルでは災害時のアレルギー疾患対応についての情報をまとめています。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[アレルギーポータル（外部リンク）](#)

○熱中症予防について

被災地や停電時における熱中症予防の留意点（こまめに水分補給、暑さを避ける等）についてお知らせします。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[被災地における熱中症予防について](#)

[停電時における熱中症予防について](#)

○その他

■ 介護・福祉

■ 雇用・労働

○各種相談

・ [令和元年台風第19号の被害に関する特別相談窓口（雇用・労働関係）の開設について](#)

○事業主の皆様へ

(支援) (支援・特例措置)

中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長や、共済手帳・共済証紙の再交付が可能です。また、勤労者財産形成促進制度について、財形持家融資制度の返済方法の変更措置や、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の非課税払出しが制度があります。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [台風第19号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について](#)

(Q&A)

賃金等の労働者の労働条件について、使用者が守らなければならないことをQ & Aにまとめました。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法・労働契約法に関するQ&A](#)

派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先からの派遣労働に関する労働相談をQ & Aにまとめました。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [令和元年台風第19号に伴う派遣労働に関するQ&Aをまとめました](#)

事業を休止・廃止したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合（雇用予約がある場合も含みます）については、失業給付を受給できる特別措置の対象となります。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [災害時における雇用保険の特例措置等について](#)

○労働者の皆様へ

(支援・特例措置)

中小企業退職金共済制度について、書類の紛失等お困りのことがあれば勤労者退職金共済機構にお問い合わせください。また、勤労者財産形成促進制度について、財形持家融資制度の返済方法の変更や、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の非課税払出しが可能です。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [台風第19号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について](#)

(ケガをされた方・アフターケアを受診されている方・労災給付を受給されている方など)

「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [労災保険の請求にあたり、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明がなくて](#)

[も受け付けます。](#)

アフターケア健康管理手帳をお持ちの方、社会復帰促進等事業により支給された義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いについてお知らせします。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。また、義肢等補装具がき損した場合は、修理費用・購入費用を支給します。](#)

労災給付の預金通帳・証書・届出印・送金通知書等を紛失等した場合の取扱いについてお知らせします。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

・ [労災給付の預金通帳・証書・届出印・送金通知書等を紛失等した場合](#)

(離職した方・仕事を探している方・休業で賃金を受けることができない方)

○その他

屋根上での復旧作業を行う方に対する墜落防止対策のためのポイントをお知らせします。詳しくは以下のリンクをご確認ください。

・  [足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント](#)  [737KB]

復旧作業時の熱中症防止のために、熱中症予防対策を紹介します。詳しくは以下のリンクをご確認ください。

・  [STOP！熱中症クールワークキャンペーン](#)  [1MB]

年金

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請により、国民年金保険料の免除を受けることができます。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[国民年金保険料の免除について](#)

年金担保貸付事業について、返済猶予をはじめとした優遇措置を実施しております。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

[年金担保貸付事業における返済条件の緩和等について](#)

承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、返済猶予をはじめとした償還緩和措置を実施しております。詳しくは以下のリンクをご確認ください。

[承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

行政担当者の方へ

令和元年台風第19号による被害状況等について

[資料はこちらをご覧ください](#)

通知・事務連絡等

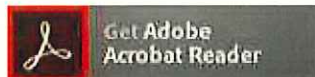
[資料はこちらをご覧ください](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

その他（関係リンク先等）

[首相官邸特設ページ](#)

[ページの先頭へ戻る](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

保険証がなくても医療機関等を受診できます

被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号等）
4. 加入している医療保険者が分かる情報（※）

（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

【参考】事務連絡等

- ・令和元年台風第19号

 [【事務連絡】令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について](#)
📎 [194KB]

- ・令和元年台風第15号

 [【事務連絡】令和元年台風15号の影響による停電に伴う被災者に係る被保険者証等の提示について](#) 📎 [314KB]

- ・令和元年8月の前線に伴う大雨

 [【事務連絡】令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について](#) 📎 [197KB]

- ・平成30年北海道胆振東部地震

 [【事務連絡】平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について](#) 📎 [188KB]

- ・平成30年7月豪雨

 [【事務連絡】平成30年7月豪雨による被災者に係る被保険者証等の提示について](#) 📎 [140KB]



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

避難所生活で健康に過ごすため、以下の点にご注意ください

避難所生活で健康に過ごすため、以下の点にご注意ください。

- (1) 水分・塩分補給をこまめに
- (2) 手を清潔に
- (3) 食中毒に注意
- (4) 体の運動
- (5) うがい・歯磨き
- (6) 十分な睡眠・休息
- (7) マスクを着用
- (8) 薬で困っている場合は相談を

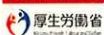
※詳しくはリーフレットをご覧ください。

被災者の皆さまへ

避難所生活で健康に過ごすために

～以下の点にご注意ください～

① 水分・塩分補給をこまめに  トイレを賢くして水を飲む習慣が大切です。こまめな水分・塩分補給で熱中症予防をしましょう。	② 手を清潔に  食事の前やトイレの後には手を洗います。洗いができないときは、アルコールを含んだ手消毒剤を使用しましょう。
③ 食中毒に注意！  出された食事はすぐに食べましょう。汚染、虫、熱、手洗い・食がけがある人は、調理や配分を行わないようにしましょう。	④ 体の運動  エコノミクス体操等の予防、息の詰まる予防のために積極的に体を動かしましょう。
⑤ うがい・歯磨き  うがい、歯磨きをできるだけ行い、かぜの予防、口の周りの皮膚を保護しましょう。	⑥ 十分な睡眠・休息  誰もが不安を感じています。休息や睡眠を確保してとりましょう。
⑦ 必要なときはマスクを着用  咳をしているときや、アレルギーマスクの着用が必要な場合は、必要に応じてマスクを使いましょう。	⑧ 薬で困っている場合は相談を  薬が手元になかったり、薬で困っているときは、医師、薬剤師、保健師などに相談を。

次の方は避難所の事務所に申し出ましょう

 厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

避難中の方
 マチ・タイムマークをつけて避難所に入ります。

避難中の方・小さいお子さまを避難所の方
 病気などで特別な食事の配慮が必要な方

12 避難生活で健康に過ごすために[835KB]

災害時に注意する感染症について

[インフルエンザ](#)[ノロウイルス](#)

災害時には、家屋や避難所で感染症の拡大リスクが高まります。

食中毒などの感染症への注意が必要です。

下の資料をご活用ください。

【インフルエンザ】

[インフルエンザQ&A](#)

[インフルエンザ予防リーフレット](#)[452KB]



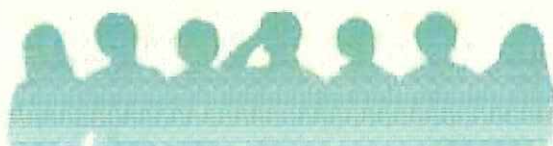
みんなで知って、みんなで注意！

はじめに

インフルエンザの感染は非常に多く、日本では毎年約1千万人、約40人に1人が感染しています。

インフルエンザから、**皆さん、一人ひとりを守るためには**、まず、インフルエンザそのものを防ぐことが重要です。

それでは、あなたが抱えているインフルエンザへの10の疑問にお答えします。



この欄に匿名質問者をご入力いただけます。

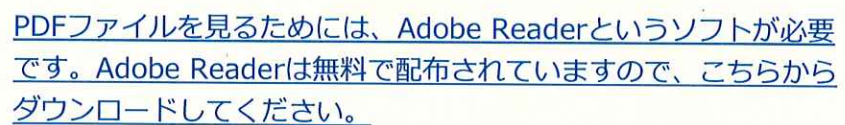
厚生労働省健康局 結核感染症課

【ノロウイルス】

[ノロウイルスに関するQ&A](#)

[ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット](#)[690KB]

 厚生労働省



災害時における避難所での感染症対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。

特に避難所では、衛生状態を保つことが大切です。飛沫感染や空気感染による感染拡大する恐れがあるため、感染症に「自分がかからない」ように手洗いを、かかっても「他人にうつさない」ために咳エチケットなどを行いましょう。

避難所での感染症対策について、下の資料をご活用ください。



2019/10/17

被災した家屋での感染症対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。

家屋の清掃で感染症を発症する恐れもありますので、注意しましょう。

家屋での感染症対策について、下の資料をご活用ください。

浸水した家屋の感染症対策

浸水した家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切です！

清掃の時の注意事項

- **ドアと窓をあけて、しっかり換気**
数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが繁殖していることがあります
- **汚泥は取り除き、しっかり乾燥**
消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう
- **清掃中のケガ予防に手袋を着用**
- **ほこりを吸わないようにマスクを着用**
- **清掃が終わったらしっかり手洗い**

主な消毒方法について

薬液の濃度や用法など消毒薬は、調べて（希釈して）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤で可)	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒薬に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭く。 その後、水拭きし、水拭きする。 ③よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ①おなどの汚れを洗い流すか、雑巾などで拭き取ってから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが気になる場合は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用するこゝろ、火気のあるところでは使用しない。	希釈せず、原液のまま使用する ①おなどの汚れを洗い流すか、雑巾などで拭き取ってから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用するこゝろ、火気のあるところでは使用しない。
10%塩化ベンザルコニウム (塩化ベンザルコニウム)	0.1%に希釈する ①おなどの汚れを洗い流すか、雑巾などで拭き取ってから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ①おなどの汚れを洗い流すか、雑巾などで拭き取ってから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会「一般家庭における洪水・浸水など水害時の感染対策と消毒方法」



清掃作業をされる方へ

清掃作業時に 注意してください

①傷口からの感染



- 予防策**・丈夫な手袋や底の厚い靴などを着用
・長袖など肌が見えない服装を着用

ケガをした場合

傷口を流水で洗浄し、消毒しましょう。
特に深い傷や汚れた傷は破傷風[※]になる場合があるため、医師に相談をしましょう。

※ 破傷風は傷口に破傷風菌が入り込んで起こる感染症で、医療機関で適切な治療を行わないと死亡することもある病気です。

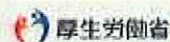
②土ほこりへの対応

土ほこりが目に入って結膜炎[※]になったり、口から入ってのどや肺に炎症を起こすこともありますので、目や口を保護することが重要です。

- 予防策**・ゴーグル・マスクを着用
・作業後には手洗い

目に異物が入った場合

目を洗浄しても、充血が起きている場合などは医師に相談をしましょう。



浸水した家屋を清掃される方へ

感染症予防のためには
清掃と乾燥が
最も重要です

屋外※では消毒は原則不要です
※特に床下や倉庫

消石灰の取扱いに注意

肌や目を痛めるため、
使用には十分な注意が必要です

消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。
 特に、まいた消石灰が凝結して目に入ると、大変危険です。
 目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い
 出し、医療機関を受診しましょう。



消石灰を素手で触ったり、目に入れないよう注意

厚生労働省 | 被災した家屋での感染症対策 

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html

[浸水した家屋の感染症対策について](#) [950KB]

[清掃作業時に注意してください](#) [86KB]

[清掃と乾燥が重要です](#) [273KB]



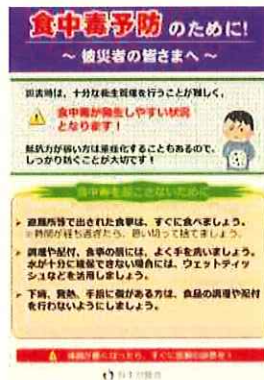
[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

食中毒予防のために

災害時は、ライフラインの寸断により、食品の低温保管ができなくなるなど、食中毒が発生しやすい状況となります。抵抗力が弱い方は重症化することもありますので、しっかり防ぐことが大切です。

- 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュ等を活用しましょう。
- 調理を行う際は、食材を火や熱湯で十分に加熱しましょう。野菜などを生で食べる場合には、よく洗いましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。
- 調理を行う台所や食器などを、可能な限り清潔に保つようにしましょう。
- 避難所等では、出された食事は保管せずできるだけ早く食べるようにしましょう。また、時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。



[パンフレット\[PDF: 597KB\]](#)

アレルギーポータル



もしもの時に (災害時の対応)

災害時のアレルギー疾患への対応方法をまとめた情報です。

患者さんの避難所での生活上の注意点や、災害派遣スタッフへの注意事項についての資料も含まれています。

災害時の取組指針 / ガイドラインなど

内閣府防災基本計画

防災基本計画は、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

市区町村の避難生活での良好な生活環境を確保するための取り組みに当たっての指針です。

厚生労働省防災業務計画

大規模な災害が発生した際に、厚生労働省に関係する業務を円滑に進めるために作成された計画です。

妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン（東京都）

妊産婦や乳幼児期の心身の特性と、支援にあたっての留意点などをまとめた基礎資料です。

災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット

災害時にアレルギー疾患をもつこどもたちへの対応方法が記載されたパンフレットです。

災害派遣医療スタッフ向けのアレルギー児対応マニュアル

医療スタッフがアレルギー児の応急対応を行う際に迅速で適切な処置や指導ができることを目的としたマニュアルです。

大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案

食物アレルギー対応食品には様々なものがありますが、必要最小限と考えられる備蓄食品について検討した提案です。

災害派遣医療スタッフ向けアレルギー疾患対応マニュアル

大規模災害時の仮設診療所などで診療にあたる医療スタッフを対象としたアレルギー疾患の対応マニュアルです。

アレルギー疾患のこどものための「災害の備え」パンフレット

ご家族が医療スタッフと話し合いながら、「災害に備える」ことを一緒に考える際に利用できるように作成されたパンフレットです。



› この事業について

© Japanese Society of Allergology. All rights reserved.

被災地における熱中症予防について

被災地においては、避難所における気温の上昇や、気温が上昇する中での家の片付け作業等、特に熱中症に注意をする必要があります。

被災地における熱中症予防については、以下のチラシをご活用ください。

皆さまへ、ご注意とお願い

熱中症予防のために

こまめに水分を補給してください

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給しましょう。

※ 経口補水液とは、食塩とブドウ糖を溶かしたものをいいます。

暑さを避けてください

できるだけ風通しのよい日陰など、涼しい場所で過ごしましょう。

以下の症状にお気をつけください。

熱中症の症状 ▶ めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐（おうと）、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

「重症になると」 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ	風通しのよい日陰など、涼しい場所へ
からだを冷やす	衣服をゆるめ、からだを冷やす（首回り、脇の下、足の付け根など）
水分補給	水分・塩分、経口補水液などを補給する

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を！

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

停電時における熱中症予防について

停電により、扇風機やエアコンが使用できない状況が発生しています。
 こまめな水分・塩分の補給、室内や外出時、衣服の工夫により、熱中症に注意しましょう。
 停電時における熱中症予防については、以下のチラシをご活用ください。

皆さまへ、ご注意とお願い

熱中症予防のために

こまめに水分を補給してください

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給しましょう。

※ 経口補水液とは、食塩とブドウ糖を溶かしたものをいいます。

暑さを避けてください

できるだけ風通しのよい日陰など、涼しい場所で過ごしましょう。

以下の症状にお気をつけください。

熱中症の症状 ▶ めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐（おうと）、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

«重症になると» 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ	風通しのよい日陰など、涼しい場所へ
からだを冷やす	衣服をゆるめ、からだを冷やす（首回り、脇の下、足の付け根など）
水分補給	水分・塩分、経口補水液などを補給する

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を！

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

令和元年台風第19号による被害に関する特別相談窓口（雇用・労働関係）の開設について

令和元年台風第19号による被害に伴い、以下の労働局で特別相談窓口（雇用・労働関係）を開設しています。

<各労働局掲載情報> ※随時更新します。

青森労働局：[台風19号関係特別相談窓口を開設しました](#)

宮城労働局：[台風19号豪雨災害に伴う「特別相談窓口」を宮城労働局管内の労働基準監督署・公共職業安定所に開設しました。](#)

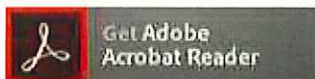
福島労働局：[令和元年台風第19号で被災された皆様へ（「特別労働相談窓口」の開設について）](#)

茨城労働局：[台風19号に伴う「特別労働相談窓口」を開設します。](#)

群馬労働局：[台風19号豪雨災害に係る特別相談窓口の開設について](#)

神奈川労働局：[令和元年台風第19号に伴う影響を受けられたみなさまへ（特別相談窓口を開設しました）](#)

長野労働局：[台風19号豪雨災害に係る相談窓口を労働基準監督署及び公共職業安定所に開設しました](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

令和元年台風第19号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について

令和元年台風第19号の被害に伴い、それぞれ以下のとおり特例措置等を講じています。

1. 中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内（別紙1）

◆中小企業退職金共済制度のご案内◆

独立行政法人勤労者退職金共済機構

【電話】 一般の中小企業退職金共済制度（中退共） 03-6907-1234

建設業退職金共済制度（建退共） 03-6731-2831

清酒製造業退職金共済制度（清退共） 03-6731-2887

林業退職金共済制度（林退共） 03-6731-2887

【HP】 <https://www.taisyokukin.go.jp/>

2. 財形持家融資制度の返済方法変更等のご案内（別紙2）

3. 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の災害等の事由による非課税払出しのご案内（別紙3）

◆勤労者財産形成持家融資制度（財形持家融資制度）のご案内◆

独立行政法人勤労者退職金共済機構

【電話】 03-6731-2945

【HP】 <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

◆連絡先◆

厚生労働省 雇用環境・均等局 勤労者生活課

電話 03-5253-1111

・中小企業退職金共済制度（機構調整係） 内線5364

・財形持家融資制度（財形融資係） 内線5367

・財形貯蓄制度（財形管理係） 内線5368



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

他分野の取り組み

賃金などの労働条件について、使用者が守らなければならないことをQ&Aにまとめました

労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的なご相談など詳細については、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

[（令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法・労働契約法に関するQ&A【令和元年10月16日版】）](#) [298KB]

（問い合わせ先）最寄りの労働局または労働基準監督署

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

派遣労働については以下もご参照下さい。

[令和元年台風第19号に伴う派遣労働に関する労働相談Q&A](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

他分野の取り組み

令和元年台風第19号による 被害に伴う派遣労働に関する 労働相談Q & A

労働派遣法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせください。

([令和元年台風第19号による被害に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A](#)) [324KB]

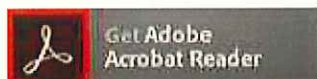
(問い合わせ先) 最寄りの労働局の需給調整事業担当

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

労働基準法や労働契約法については以下もご参照ください。

労働基準法や労働契約法 に関するQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00073.html



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

災害時における雇用保険の特例措置等について

被災された皆様へ

令和元年台風第19号について

Q&A

[失業の認定等を含め、雇用保険の受給について「令和元年台風第19号による災害に係る被害に対する雇用保険の特例措置に関するQ & A」（個人向け・事業主向け）をとりまとめました](#)

令和元年台風第15号について

令和元年台風第15号による災害に係る被害に対する雇用保険の特例措置に関するQ & A（個人向け・事業主向け）

[失業の認定等を含め、雇用保険の受給について「令和元年台風第15号による災害に係る被害に対する雇用保険の特例措置に関するQ & A」（個人向け・事業主向け）をとりまとめました](#)

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係る被害に対する雇用保険の特例措置に関するQ & A（個人向け・事業主向け）

[失業の認定等を含め、雇用保険の受給について「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係る被害に対する雇用保険の特例措置に関するQ & A」（個人向け・事業主向け）をとりまとめました](#)

令和元年8月の前線に伴う大雨について

Q&A

[失業の認定等を含め、雇用保険の受給について「令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」（個人向け・事業主向け）をとりまとめました](#)

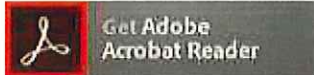
平成30年7月豪雨について

[雇用保険及び雇用調整助成金の特例措置について](#)

[平成30年7月豪雨等に伴う雇用保険基本手当の特例措置について](#)

Q&A

[失業の認定等を含め、雇用保険の受給について「平成30年7月豪雨等に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」（個人向け・事業主向け）をとりまとめました](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

令和元年台風第19号に係る中小企業退職金共済制度、勤労者財産形成持家融資制度、財形住宅貯蓄制度及び財形年金貯蓄制度の特例措置について

令和元年台風第19号による被害に関して、中小企業退職金共済制度、財形持家融資制度の返済及び財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の非課税払出しに係る特例措置等を、以下のとおりご案内いたします。

1. 中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内（別紙1）

◆中小企業退職金共済制度のご案内◆

独立行政法人勤労者退職金共済機構

【電話】 一般の中小企業退職金共済制度（中退共） 03-6907-1234

建設業退職金共済制度（建退共） 03-6731-2831

清酒製造業退職金共済制度（清退共） 03-6731-2887

林業退職金共済制度（林退共） 03-6731-2887

【HP】 <https://www.tais yokukin.go.jp/>

2. 財形持家融資制度の返済方法変更等のご案内（別紙2）

3. 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の災害等の事由による非課税払出しのご案内（別紙3）

◆勤労者財産形成持家融資制度（財形持家融資制度）のご案内◆

独立行政法人勤労者退職金共済機構

【電話】 03-6731-2945

【HP】 <http://www.zaikei.tais yokukin.go.jp/zaikei.php>

◆連絡先◆

厚生労働省 雇用環境・均等局 勤労者生活課

電話 03-5253-1111

・中小企業退職金共済制度（機構調整係） 内線5364

・財形持家融資制度（財形融資係） 内線5367

・財形貯蓄制度（財形管理係） 内線5368



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

労災保険の請求は、事業主や医療機関の証明がなくても受け付けます

令和元年台風第19号による被害により、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。

（問い合わせ先）最寄りの労働局または労働基準監督署

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

（添付資料）令和元年台風第19号の影響に伴う労災保険給付の請求及び社会復帰促進等事業に係る事務処理について（[PDF：143KB](#)）



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。 また、義肢等補装具がき損等した場合は、修理費用・購入費用を支給します。

【労災保険関係のお知らせ】

令和元年台風19号により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、社会復帰促進等事業により支給された義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いは以下のとおりとなります。

1 アフターケアについて

(1) アフターケアの受診について

ア. 健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

イ. アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

(2) アフターケア健康管理手帳について

健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

※「アフターケア」とは、仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

2 義肢等補装具費について

(1) 台風の影響等により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。

(2) 台風の影響等により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を都道府県労働局の担当者にお伝えください。

3 照会先

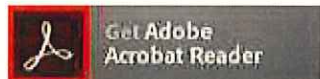
上記についての不明点及びその他の社会復帰促進等事業の取扱いについては、都道府県労働局労災補償課あてにご照会ください。

(問い合わせ先) 最寄りの都道府県労働局

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(添付資料)

[令和元年台風第19号の影響に伴う労災保険給付の請求及び社会復帰促進等事業に係る事務処理について \(PDF : 143KB\)](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

労災給付の預金通帳・証書・届出印・送金通知書等を紛失等した場合

国民の方へのお知らせ

○労災給付の預金通帳・届出印等を紛失又は送金通知書が届かない場合等

労災給付の振込先に指定された金融機関や郵便局の通帳・キャッシュカード・送金通知書・届出印を紛失したり、又は送金通知書が届かない場合であっても、各金融機関等において非常時の取り扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払い戻しに応じることとされていますので、詳細については、金融機関や郵便局の窓口へご相談ください。

○労災年金証書を紛失した場合

労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「年金証書再交付申請書」を提出した場合は再発行を受けることができますので、支給決定を受けた労働基準監督署にご相談ください。

お問い合わせの際は[こちらの都道府県労働局所在地一覧](#)の各都道府県別のページから各労働基準監督署の問い合わせ先を確認出来ますのでご参照ください。



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

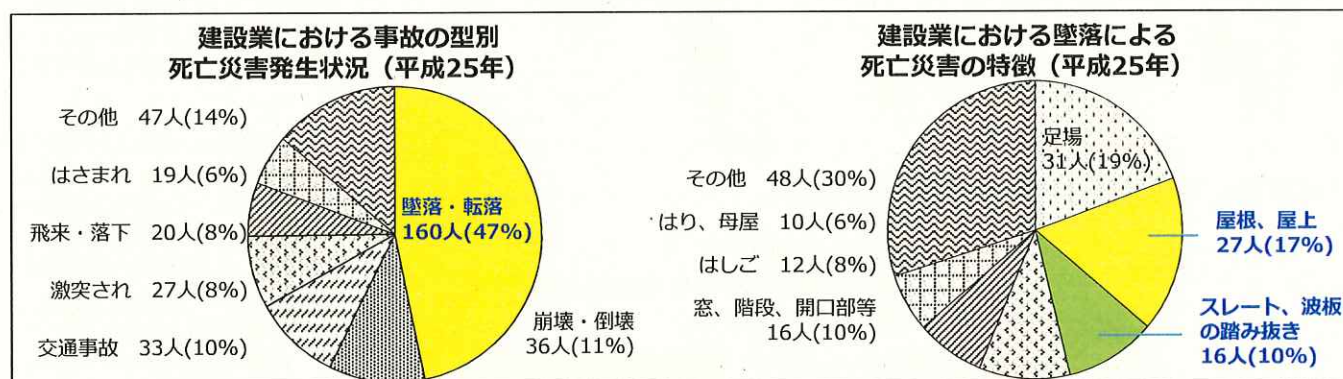
「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所でみると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる**安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。



適正な保護具を正しく装着しましょう

【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



【保護帽】

①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



○保護具は、事前に取扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。

垂直親綱（主綱）の設置方法 ① 地上からの主綱の設置のしかた

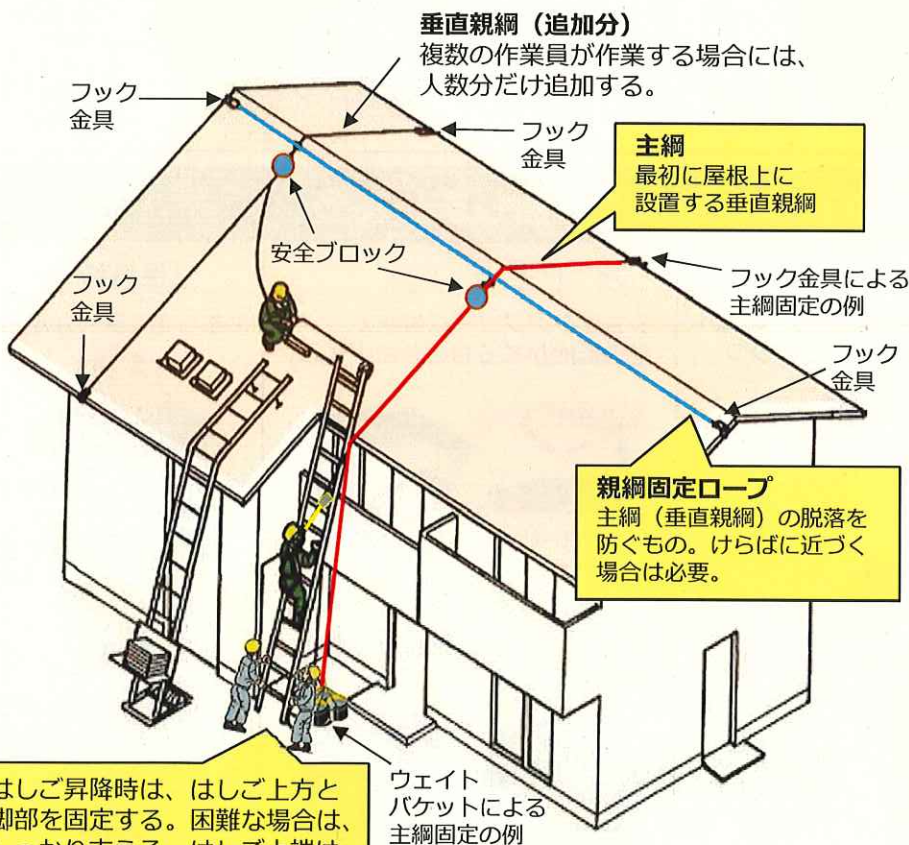
屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- 1** 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。
- 2** パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。
- 3** スライドを主綱に連結し、はしごを昇り屋根上に上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。

【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】



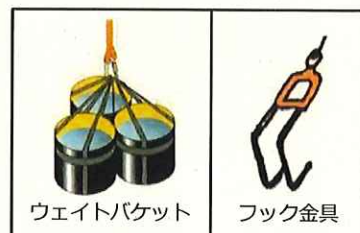
はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかり支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおそれのない状態にして使用する。

- 4** 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



<主綱固定器具の例>



※ウェイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

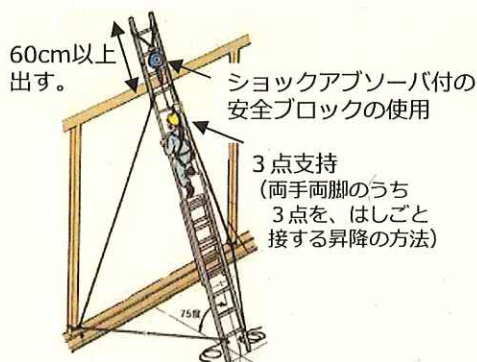
垂直親網（主網）の設置方法 ② 移動はしごを使った主網の設置のしかた

主網を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- 1** 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。
次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。



※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。

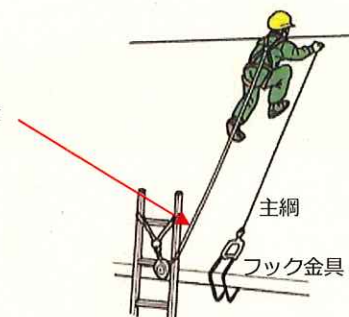
※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。

- 2** はしごを使って軒先に上がり、軒先の側面に主網を付けたフック金具を取り付ける。



※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。

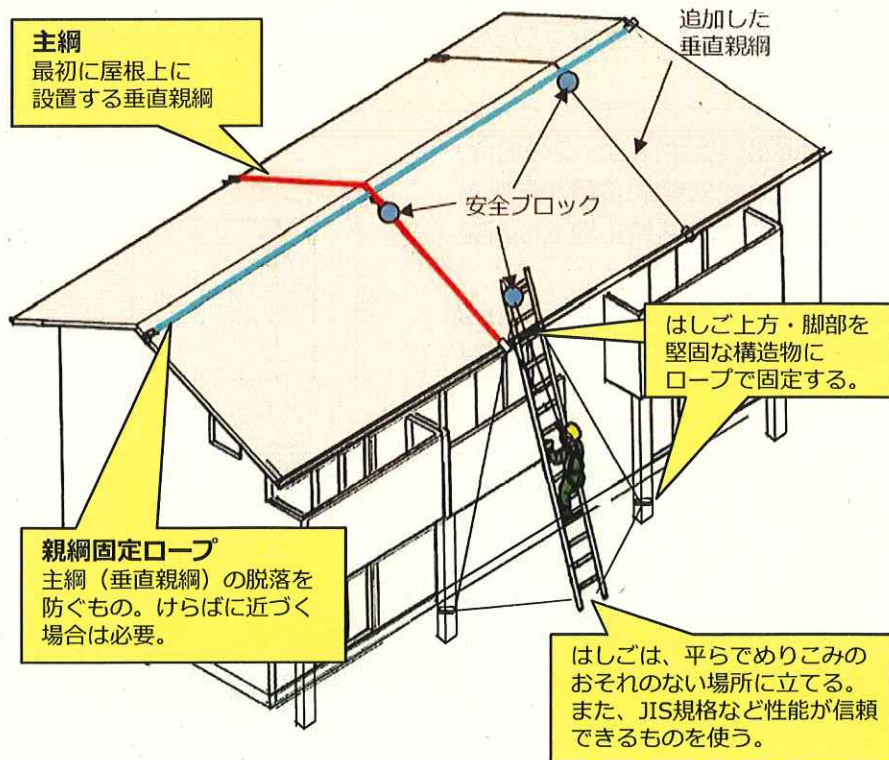
- 3** 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。



※はしごの踏み機は墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み機ではなく、支柱に伝わるようにする。



【移動はしごを使った主網設置の例】



- 4** 棟を超えたら、安全ブロックを主網に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ（移動はしごに付けていたもの）を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



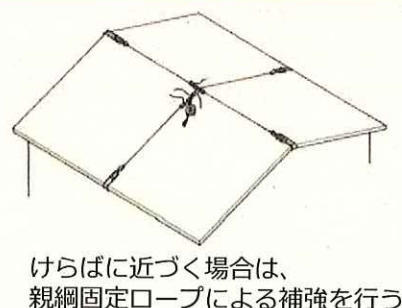
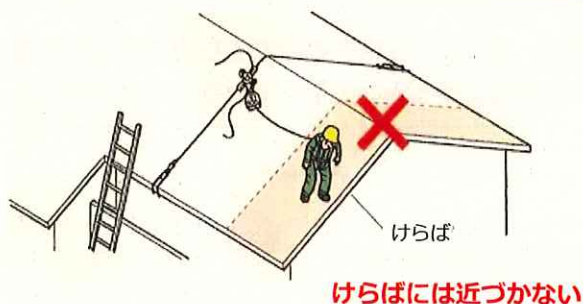
- 5** もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないよう主網を引き、固定する。



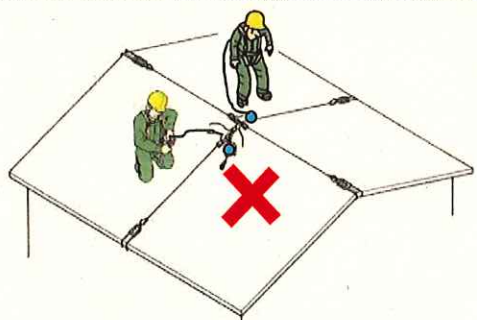
屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

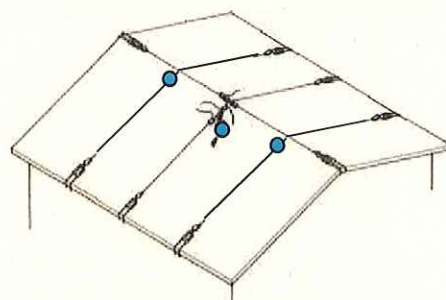
けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。



複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に
複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

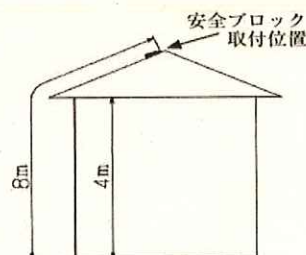


作業者数に応じて、
垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常の安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

STOP! 熱中症

令和元年5月～9月

クールワークキャンペーン

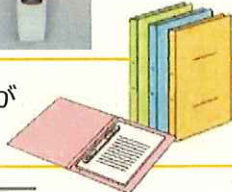
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
☐	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置		
☐ 休憩場所の整備		
☐ 涼しい服装など		
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- ☐ **水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼び**ましょう。



国民年金保険料の免除について

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請により、国民年金保険料の免除を受けることができます。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページをご覧ください。

1. 全国の年金事務所のお問い合わせ先

URL : <http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

受付時間：月～金：午前8時30分から午後5時15分

※週初の開所日：午前8時30分から午後7時

第2土曜日：午前9時30分から午後4時

2. 日本年金機構の「震災・風水害・災害等により損害を受けたとき」のページはこちら

URL : <https://www.nenkin.go.jp/service/sonota/sonota/20140827.html>

[令和元年台風第19号による災害により被害を受けた国民年金第1号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

年金担保貸付事業における返済条件の緩和等について

令和元年台風第19号による被害に伴い、独立行政法人福祉医療機構が実施している年金担保貸付事業について、返済猶予をはじめとした優遇措置を実施しております。詳細は独立行政法人福祉医療機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

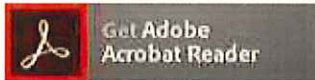
独立行政法人福祉医療機構

年金貸付部 年金貸付課

Tel: 03-3438-0224

Fax : 03-3438-9962

HP:https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1148/



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務 における返済条件の緩和等について

令和元年台風第19号による被害に伴い、独立行政法人福祉医療機構が実施している承継年金住宅融資等債権管理回収事業について、返済猶予をはじめとした償還緩和措置を実施しております。詳細は独立行政法人福祉医療機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

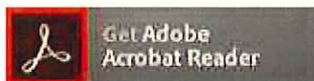
独立行政法人福祉医療機構

年金貸付部 年金業務課

Tel: 03-3438-3878

Fax : 03-3438-3881

HP : https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-recovery-tabid-1129/



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)